

一般社団法人 日本形成外科学会専門医生涯教育制度 細則

平成 25 年 3 月制定

第 1 章 総 則

第 1 条（目的と事項） 日本形成外科学会専門医生涯教育制度（以下、本制度という）は形成外科専門医の生涯教育を目的とし、各専門医はこの目的達成のため次の事項を行う。

- 1) 日本形成外科学会および形成外科学に関連する諸学会・研修会への積極的参加。
- 2) 形成外科学会誌および関連学術誌等への論文掲載・啓蒙。
- 3) その他専門医の生涯教育に役立つ事項。

第 2 章 専門医生涯教育委員会

第 2 条（構成） 本制度の円滑なる運営のために専門医生涯教育委員会（以下、委員会という）を置き委員長 1 名、委員若干名で構成する。

第 3 条（委員長） 専門医の中から理事長が指名する。

第 4 条（委員） 委員長の指名により専門医の中から選り理事長の承認をうる。

第 5 条（委員の任期） 2 年として重任を妨げない。

第 6 条（審査会） 随時、委員長が指定する日時に行う。

第 7 条（業務） 以下の認定結果を理事長に報告し理事長の承認のもとに事業を行う。

- 1) 形成外科医の生涯教育の一環としての専門医の資格更新の認定
- 2) 履修項目およびその点数の認定。
- 3) 生涯教育事業の認定。
- 4) その他専門医資格更新に関わる業務。

第 3 章 生涯教育の基準となる点数

第 8 条（生涯教育基準の点数） 学会、研修会、その他への参加、学会発表、形成外科専門誌および関連医学専門雑誌への論文掲載等について施行細則の生涯教育基準点数にもとづき点数が与えられる。

第 9 条（点数の認定） 生涯教育基準点数に記載されていないものの点数については委員会に申請して点数を認定してもらうことができる。

第 4 章 専門医資格更新のための資格

第 10 条（資格更新に要する点数と日本形成外科学術集会参加義務）日本形成外科学会専門医は一年平均 30 点以上 5 年間で最低 150 点の単位を獲得しなければならない。

また、5 年間に日本形成外科学会学術集会または日本形成外科学会基礎学術集会へ 3 回以上参加しなければならない。

第 11 条（資格の更新および喪失） 専門医は生涯教育制度に則り 5 年毎に専門医資格を更新し、再登録を行い、理事長が認定証を再交付する。5 年間で必要な単位を獲得しえない者は専門医資格を停止する。続く 2 年で所定の単位を獲得しえない場合は専門医制度細則第 29 条の手続きを経て専門医資格を喪失する。

なお、停止期間中は更新の資格は保有するが専門医資格は停止する。

第 12 条（本制度適応の留保） 海外留学、病気その他委員会が妥当と認める理由があれば、その間その個人につき本制度の適応は留保される。

なお、留保期間中は専門医資格は有するものとする。

第 13 条（例外規定） 満 65 歳以上の専門医については、資格更新に際し、5 年間の診療実績を審査する。

第 5 章 専門医資格更新のための方法

第 14 条（提出書類） 資格更新を行う者は更新申請書を事務局に請求し、必要事項を記入の上、所定の期日までに所定の実績記録とともに審査更新料を添えて委員会に提出する。満 65 歳以上の専門医は審査更新料の一部が減免される。

第 15 条（学会などへの参加の確認） 学会、研修会への参加点数については、参加証明あるいは受講票などを各自保存し、所定の申請書に添付する。

第 16 条（論文） 専門誌への論文掲載に関しては、所定の事項を記載して申告する。論文の点数は各人が申請する点数の 1/2 までとする。

第 17 条（審査結果の通知） 専門医生涯教育委員会は、審査の結果を理事長に報告し、申請者に通知する。

第 6 章 異議の申し立て

第 18 条（異議の申請） 点数の認定、資格更新などに異議のあるものは理由を付して理事長に異議を申し立てることができる。ただし、点数の認定あるいは専門医資格

更新審査結果を専門医生涯教育委員長が申請者に通知した消印日から14日以内とする。

第7章 細則の変更手続き

第19条（異議の審理） 異議の申し立てについては委員会が再審査をし、理事長に報告する。

第20条（改廃） この細則の改廃は、評議員会の議決を経て会員総会の承認を得て行う。

附 則

1. この細則は平成25年3月1日より施行する。